

総合評価方式の変更点について（お知らせ）

2013年度（平成25年度）以降の総合評価方式の評価基準について、次のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、詳細については、各工事の入札公告をご覧ください。

1 企業の施工能力及び配置技術者の能力について

(1) 過去5か年度（当該年度を含まない。）の同一工種の工事成績評定点の平均点について、本市の工事成績評定点だけでなく、広島県及び中国地方整備局の工事成績評定点も評価対象とします。

(2) 企業の施工能力については上位5件、配置予定技術者の能力については上位3件の平均点を評価します。なお、件数に満たない場合は、残りの件数すべてを65点として扱います。

※共同企業体としての成績は、出資比率20%以上の場合に認めます。

2 技術者の工事成績評定点について

設計金額2,500万円未満の工事は、配置予定技術者の能力における過去5か年度（当該年度を含まない。）の同一工種の工事成績評定点の平均点における配点を「5点」から「2点」にします。

3 舗装工事における企業の施工能力について

評価項目のうち、保有機械の評価については、発注工事の積算に際して用いた建設機械の性能以上の専門機械の保有状況を評価します。

4 次世代育成支援の取組状況について、厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰を受けた場合についても評価します。